

平成28年2月12日

各 位

会 社 名 ユニオンツール株式会社
代表者名 代表取締役会長 片山 貴雄
(コード番号 6278 東証第一部)
問合せ先 専 務 取 締 役 田口 秀雄
(電話 03-5493-1017)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月29日開催予定の第55回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行第31条第2項および第41条第2項の一部を変更するものであります。
- (2)今後の事業展開を考え、現行第2条に第9号を新設するものであります。
なお、上記変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

次ページに記載しております。

3. 変更の日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日 平成28年3月29日(予定)
- ・定款変更の効力発生日 平成28年3月29日(予定)

以 上

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 切削工具(含む医療器具)およびその応用製品の製造ならびに販売</p> <p>(2) 工作機械およびその応用製品の製造ならびに販売</p> <p>(3) 直線運動軸受およびその応用製品の製造ならびに販売</p> <p>(4) 測定機器の製造ならびに販売</p> <p>(5) スポーツ用具の製造ならびに販売</p> <p>(6) 医療用機械器具の製造ならびに販売</p> <p>(7) 前各号に掲げるものの輸出入事業</p> <p>(8) 光学機械器具、電気照明器具、家庭用電化製品、ガス器具、衣料品、食料品の輸出入事業</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (第1項条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (第1項条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p><u>(9) 保育園等の保育施設の運営等</u></p> <p><u>(10)</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (第1項条文現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (第1項条文現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>